

利用再開のおしらせ

- この度、茨城県独自の緊急事態宣言に伴い、下記の活動団体の利用を制限しておりましたが、2月27日（土曜日）より再開いたします。ご利用の際は、引き続き感染拡大防止にご協力ください。

①発声や吹く楽器を使用する団体

例）カラオケ、歌声サークル、吹矢、合唱、吹奏楽、尺八、オカリナ等

②体を動かす団体

例）フラダンス、ヨガ、体操、卓球、空手、ダンス、ボクシング、バレー、フォークダンス、舞踊エアロビクス等